

[事案 21-113] がん診断給付金請求

・平成 22 年 6 月 30 日 裁定終了

< 事案の概要 >

大腸がんで入院・手術し診断給付金を請求したところ、約款規定の「がん」に該当しないため支払拒否されたことを不服とし、診断給付金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 21 年 8 月、妻が腸がんと診断確定を受け A 病院に入院、翌日に内視鏡的大腸ポリープ切除術を受け、その翌日に退院した。

そこで、がん保険の診断給付金の支払いを請求したところ、妻のがんは約款に定める「がん」に該当しないとして支払いを拒否されたが、下記理由により納得できないので、診断給付金を支払って欲しい。

- (1) 入院・手術・通院証明書に、「傷病名」として「大腸癌、大腸腺腫」と記載されており、また、「悪性新生物または上皮内新生物の場合」の欄の病理組織診査結果が「有」に丸印が付されており、妻の疾病は悪性新生物に該当する。
- (2) 契約当時の約款には、保険会社の主張する「上皮内新生物」、「壁深達度」は記載されておらず、診断給付金の支払対象となる「がん」に該当しないことが容易に判断できない。

< 保険会社の主張 >

申立人の妻の病変は、本件保険契約約款にいう「がん(悪性新生物)」に該当しないので、診断給付金等の支払い請求には応じられない。

- (1) 本件保険契約において、「がん」とは、世界保健機関(WHO)修正国際疾病、傷害および死因統計分類の基本分類において悪性新生物(がん腫、肉腫および白血病等)に分類されている疾病を言う。
- (2) WHOの分類は、大腸につき、粘膜筋板を超えて粘膜下層への浸潤があるもののみを「悪性新生物」としている。これは、腫瘍が粘膜下層へ浸潤すると、血管・リンパ節を經由した「転移」の可能性が生じて全身の機能破壊による死の危険が生じるのに対し、浸潤が無ければ転移可能性が無いため切除すれば治療として終了することから、治療内容の決定上、粘膜下層への浸潤の有無が最も重要と言えることと、浸潤の有無は病理診断医の間で意見の不一致がおよそ起こらず、診断基準として極めて簡易かつ明確だからである。このようにWHOの分類は、それ自体国際性・公共性が高く、分類基準として最も明確かつ詳細で、客観性・普遍性を有し、さらには悪性新生物の本質にも即する結果、一般消費者のがん・悪性新生物に対する意識・認識に極めて合致するものであって、これに拠ることとする本件約款にも高度の合理性がある。

そして、本件病変は、腫瘍が粘膜内に留まっており(=粘膜内がん(m))、粘膜下層への浸潤がなく、悪性新生物に該当しない。

- (3) 「がん保険」のような特定疾病保険は、がんのような特定の疾病に「診断」されたということが必然的・絶対的な給付要件となる。そして、「診断」は、医師による医学的判断そのものなのであるから、その約款規定やあてはめも医学的な表現・議論とならざるを得ない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、

本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 申立人の妻の疾病が悪性新生物に該当するかについて

- ・入院・手術・通院証明書によれば、申立人の妻は、入院して内視鏡的大腸ポリープ切除術を受け、退院後に、病理組織診断名として「下行結腸：腺腫内癌（高分化型腺癌） 上行結腸、横行結腸、S 状結腸：腺腫」、組織学的壁深達度として「粘膜内癌(m)」、上皮内新生物・浸潤性・非浸潤性について「上皮内新生物」と診断確定された。
- ・保険会社提出の資料によれば、世界保健機関（WHO）は、大腸では、粘膜下層に浸潤した腫瘍のみが悪性新生物とされているが、申立人の妻の疾病は、組織学的壁深達度として「粘膜内癌(m)」と診断確定され、また、「上皮内新生物」と診断確定されていることからすると、腫瘍は粘膜内に止まっており、粘膜下層への浸潤は認められない。
- ・従って、申立人の妻の疾病は、世界保健機関（WHO）の分類上、悪性新生物に分類されず、申立契約の診断給付金の支払対象となる「がん」には該当しないと言わざるを得ない。

(2) 申立人の主張について

- ・約款上、がんの診断確定は病理組織学的所見等により行うものとされていることから、傷病名をもってして、申立契約の診断給付金の支払対象となる「がん」に該当するかについて判断することはできないし、病理組織診査結果が「有」とは、検査結果が有るということを意味するに過ぎないため、申立人の主張には理由がないと言わざるを得ない。
- ・「がん」という言葉の意味自体が一義的でない以上、申立契約の対象となる「がん」について、医学的な見地から定義することは必要なことと言える。そして、申立契約は、約款において、「がん」の定義を、世界保健機関（WHO）修正国際疾病、傷害および死因統計分類の基本分類において悪性新生物に分類されている疾病であるとしているが、定義として不相当とは言えない。

<参考> 当該保険会社のがん保険の約款規定について

- ・申立契約（がん保険）の約款には、「この保険契約において『がん』とは、世界保健機関（WHO）修正国際疾病、傷害および死因統計分類の基本分類において悪性新生物（がん腫、肉腫および白血病等）に分類されている疾病（別表 1）をいいます。」「がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つものによって病理組織学的所見、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによりなされたものでなければなりません。」と規定している。
- ・約款「別表」には、「世界保健機関（WHO）修正国際疾病、傷害および死因統計分類において悪性新生物に分類される疾病は、世界保健機関（WHO）第 8 回修正国際疾病、傷害および死因統計分類のうち下記の疾病をいいます。」と規定され、その一つとして「大腸の悪性新生物（直腸を除く）」が規定されている。